令７日ス振共審５３号
令和８年３月４日

各学校・保育所等の設置者　御中

独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付事業部

「事件調査報告書」提出時の留意点について（周知）

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の業務について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

先般、こども家庭庁から別添のとおり、児童生徒等の自殺事案に係る学校の設置者が行う給付金の支払請求の手続において、請求内容等の必要な情報が保護者等に説明される運用となっているかを点検し、手続上の留意点について、学校の設置者に対して周知するよう依頼がありました。

これを受け、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１２４条に規定する専修学校をいい、同法第１２５条第１項に規定する高等課程に係るものに限る。）の生徒・学生の自殺行為・自傷行為による負傷・疾病又は死亡、それ以外の学校種の児童生徒等の学校外の自殺行為・自傷行為による負傷・疾病又は死亡に係る給付金の支払請求時に報告を求めている「事件調査報告書」（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程に定める別記様式第１）の提出に当たっての留意事項を下記に示しますので、御対応くださるようお願いします。

記

１　事件調査報告書の提出について

事件調査報告書の「事件調査報告書　記載要領」（ア）では「「１　事件の原因別」欄については、調査委員会等の結論に基づいて記載すること」としているところ、「調査委員会等」とは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省・令和６年８月改訂版。）や「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（文部科学省・令和７年12月改訂。）に基づく調査の他、自治体が設置した任意の調査委員会も含まれます。

なお、調査が終了した場合でも、再調査や裁判が行われているときにはこれら再調査や裁判の結論に基づいて記載いただくよう御留意ください。

また、これら調査・再調査や裁判が長期間に及ぶことにより災害共済給付を受ける権利の時効期間が満了している場合には、JSC において時効の利益の放棄を行うなどの対応を行うこととなりますので、その旨を被災児童生徒等の保護者等に対して説明を行った上で、JSC 各支所まで御連絡ください。

保護者等の要望や学校等の事情により、これらの調査・再調査や裁判が終わっていない場合に提出を行う際には、その旨を事件調査報告書の「６　調査委員会等」の欄等に記載してください。

２　事件調査報告書「１　事件の原因別」の欄及び「２　「１」でのチェックした原因の具体的内容」の欄について

１の調査・再調査や裁判の結論に基づいて記載してください。記載に当たっては、保護者等に対して、調査・再調査や裁判の結論に基づき記載することになることを説明してください。

３　事件調査報告書「３　学校外の生活等において特に事件の原因となるような問題はなかったか」の欄及び「４　児童生徒の既往症について」の欄について

当該欄の記載については、保護者等の意見を聴取した上で記載するよう御留意ください。

４　その他

やむを得ない事由により、保護者等に対して事件調査報告書に係る１・２の説明及び３の意見聴取ができなかった場合は、その旨を事件調査報告書の「６　調査委員会等」の欄等に記載してください。

＜本件問合せ先＞

部署	担当地域（都道府県）	電話番号	所在地
仙台給付課	北海道・青森・岩手	022-716-2107	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉１丁目５番 15 号 日本生命仙台勾当台南ビル８階 日本スポーツ振興センター仙台支所
	宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	
東京給付課	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル６階 日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部
	東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
名古屋給付課	福井・愛知・三重	052-533-7822	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野１丁目 47 番１号 名古屋国際センタービル 16 階 日本スポーツ振興センター名古屋支所
	富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	
大阪給付課	大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田１丁目 11 番４号 大阪駅前第４ビル７階 日本スポーツ振興センター大阪支所
	滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	
広島給付課	鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	〒730-0011 広島県広島市中区基町９番 32 号 広島市水道局基町庁舎 10 階 日本スポーツ振興センター広島支所
	徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	
福岡給付課	福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神４丁目８番 15 号 福岡ガーデンパレス４階 日本スポーツ振興センター福岡支所
	佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	

別添

こ 成 安 第 30 号
令和８年２月 26 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部長　殿

こども家庭庁成育局安全対策課長

災害共済給付の支払請求における留意点の学校の設置者への周知について（依頼）

災害共済給付制度の運用については、令和７年９月、児童生徒等（※１）の保護者等（※２）が自ら行う災害共済給付の給付金の支払請求に係る留意点について、当庁から文部科学省を通じて各教育委員会等に対し、また、当庁から各地方自治体の保育所等の関係部局に対して周知を図ったところです。

また、貴センターにおかれては、同年 11 月、災害共済給付制度に係る説明資料を作成及び公表するなど、児童生徒等の自殺事案が発生した場合における学校・学校設置者から遺族への災害共済給付制度に関する丁寧な説明がなされるよう取り組まれているところです。

こうした取組により、災害共済給付制度の関係者への周知及び当該制度の円滑な運用が図られているところ、保護者等に丁寧な説明を行うことは、給付金の支払請求の手続段階においても求められます。

ついては、児童生徒等の自殺事案に係る学校の設置者が行う給付金の支払請求の手続においても、請求内容等の必要な情報が保護者等に説明される運用となっているかを点検し、手続上の留意点について、学校の設置者に対し周知していただくようお願いします。

（※１）児童生徒等とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号。以下「令」という。）第３条第３項に規定する児童、生徒、学生又は幼児をいう。

（※２）保護者等とは、令第４条第２項に規定する児童生徒等の保護者（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号。）第 15 条第１項第７号に規定する保護者をいう。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生をいう。

以上